

改正金融先物取引法 ～ 外国為替証拠金取引を中心に ～

制度調査部
古頭 尚志

7 月 1 日、改正金融先物取引法が施行

【要約】

- 改正金融先物取引法が 7 月 1 日より施行された。
- 改正の趣旨は、外国為替証拠金取引問題を背景に、同取引を規制対象とすること、及び広く金融先物取引を行う顧客を保護することにある。
- 主なポイントは、「金融先物取引業」の定義を改めること、金融先物取引業者を登録制に改め、財務面・人的構成等の観点から登録拒否要件を明記すること、行為規制の厳格化、自己資本規制の導入等である。
- 同法は昨年の 12 月 1 日に成立しており、施行に向けて政令や府令などの整備が進められていた。
- 本稿では、外国為替証拠金取引に関するこれまでの経緯について振り返りつつ、改正法の概要を紹介する。

1. はじめに

昨年 12 月 1 日、「金融先物取引法の一部を改正する法律」（以下、改正金融先物取引法）が成立し、7 月 1 日より施行された。

今回の改正は、社会問題化した「外国為替証拠金取引」を規制の対象とすること、及び金融先物取引を行う顧客を保護するための規制の整備を目的としている。

「外国為替証拠金取引」に関しては、金融庁も従来から問題視しており、“監督官庁が存在しない取引”という難しさがある中で、これまでも制度改正や注意喚起等、複数の対策を講じてきた。しかし、同取引に起因する被害が沈黙化しないため、金融先物取引法の守備範囲に含める改正を施し、抜本的な解決を図ったものである。

以下、本稿では特に「外国為替証拠金取引」に関するこれまでの経緯を概観しつつ、改正金融先物取引法の概要を紹介する。

2. これまでの経緯

外国為替証拠金取引は、平成 10 年 4 月に「外国為替及び外国貿易法」（以下、新外為法）が施行され、外国為替取引が自由化されたことに端を発している。

まず、大まかな経緯を把握するため、関連するトピックの主なものを簡単に時系列で示す。

平成10年 4月 1日	新外為法施行。外国為替取引の完全自由化
平成14年	苦情相談が急増
平成15年12月 2日	金融庁、証券会社に関する事務ガイドラインを改正
平成16年 4月 1日	金融庁、金融商品販売法施行令を改正
"	経済産業省、農林水産省、商品取引所法施行規則を改正
" 6月23日	金融庁金融審議会金融分科会第一部会が報告書を公表
" 12月 1日	改正金融先物取引法成立
平成17年 7月 1日	" 施行

3 . 外国為替証拠金取引が問題となった背景

1998 年（平成 10 年）4 月、金融ビッグバンの一環として外国為替取引の自由化を柱とする「新外為法」が施行された。これを契機に、我が国において外国為替証拠金取引が始まったとされる。商品先物取引業者、証券会社の他、業法による監督を受けない専業業者も多数参入し、個人等の一般投資家に対して取引を提供するようになった。

ここでは、問題に関連する主な事項を列挙し、整理しておく。

（１）新外為法の施行

従来、外国為替関連取引は、旧大蔵大臣の認可を受けた外国為替公認銀行に集中させていた（いわゆる“為銀主義”）。しかし、国際金融取引環境が変化し、欧米諸国が内外取引の自由化を促進させた結果、日本の為替管理制度は相対的に自由化が遅れてしまっていた。そこで、金融ビッグバンの一環として、東京市場の国際市場化を目指したのが本法である。これにより、個人の投資家に対し、外国為替関連取引を自由に提供できることとなった。

改正点はいくつかあるが、本稿においては差し当たって以下の 2 点を掲げる。

内外資本取引等の自由化：
国内外における外貨取引について、許可制・届出制を原則廃止。
外国為替公認銀行制度を廃止：
外国為替取引の“為銀”集中体制を廃止。

（２）取引の特徴

外国為替証拠金取引とは、約定元本の一定率（5～10%程度）の証拠金（保証金）を取扱い業者に預託し、証拠金を大きく上回る約定元本で、差金決済（現物の受渡しを行わず、反対売買による差額の授受により決済を行うもの）による外国為替の売買を行う取引である。業者によっては「為替保証金取引」「通貨証拠金取引」等と呼ぶこともある。

（簡単な例）

1 ドル = 100 円、証拠金率 5% として 10 万ドル（買建て）に投資したとする
証拠金は $100 \text{ 円} \times 100,000 \text{ ドル} \times 5\% = 500,000 \text{ 円}$
簡略化のため手数料等は考慮しない

) 1 ドル = 105 円になると・・・

($105 \text{ 円} - 100 \text{ 円}$) $\times 100,000 \text{ ドル} = 500,000 \text{ 円}$ 。 **つまり50万円の利益！**

) 1 ドル = 95 円になると・・・

($95 \text{ 円} - 100 \text{ 円}$) $\times 100,000 \text{ ドル} = - 500,000 \text{ 円}$ 。 **つまり50万円の損失！！**

上の例から、この取引の長所と短所は一目瞭然だろう。

長所 少額の資金で多額の取引を行うことが可能
 大きな利益を得るチャンスがある

短所 大きな損失を被る可能性もある

また、業者によって取扱いは異なるものの、

証拠金の全損の可能性もある

証拠金以上の損失を被る可能性がある（注）

といったリスクを内包している。

（注）ロスカットルール（当初決めておいた損失に達した場合には、反対売買をして損失を確定させる方法）を定めていれば回避できる場合もある。

尤も、これは純粋に取引の特性に着目した場合のリスクであって、“ 損失を被る可能性 ” という観点から言えば、程度の差はあれ、元本保証でない限りは多くの金融商品について同じことが言えよう。ハイリスクな取引であることは否めないものの、それを当事者全員が承知のうえで行っているのであれば、これだけ大きな社会問題となるには至らなかったはずである。すなわち、どのような取引なのか、どの程度の損失を被る可能性があるのか等について、取引の開始時点、及び取引中において、投資家側が十分に認識していなかった（認識出来る環境がなかった）ことに原因があると推定されることになる。

（３）苦情相談の急増と原因

独立行政法人である国民生活センターによれば、同センターに寄せられた相談件数は、明らかに当取引によるものと判別できた場合に限っても、下表のように年々増加している。

外国為替証拠金取引に関する相談件数		
年度	件数	前年度比 増加件数
2000年（平成12年）	4件	—
2001年（平成13年）	41件	+ 37件
2002年（平成14年）	388件	+ 347件
2003年（平成15年）	1412件	+ 1024件
2004年（平成16年）	2786件	+ 1374件

「国民生活センター 消費生活相談データベース」2005年6月23日公表分より作成

実際の相談例は様々であるが、凡そ次のように分類することができる。

分類	具体例
■ 投資経験のない顧客への勧誘	・ 投資経験のない高齢者に対する勧誘等
■ 電話や訪問による執拗な勧誘	・ 何度も断ったが、連日数時間にわたって電話勧誘が続き、やむなく取引に応じた等
■ 取引内容、リスクに関する 説明不足	・ 「外貨預金のようなものだ」と言われた。 ・ 元本保証と誤解させるような言動があった。 ・ 利点ばかりを強調し、リスクについては説明がなかった。 ・ 証拠金を追加しなければ大損をされると言われ、多額の追証金を拠出させられた等
■ 断定的判断の提供	・ 「絶対儲かる」「損はさせない」との説明があった等
■ 決済の回避、返金の遅れ	・ 損失が出たことを知り、解約したいと申し出たが応じてくれない等
■ 業者の経営破綻	・ 状況を確認しようとしたが、すでに業者は経営破綻しており、証拠金等の返還を受けられなかった等

上記の他、「取引の実態が判然としない」「意味不明の取引手数料を再三徴収される」等の相談が寄せられているという。

(4) 規制の困難性

(3) で示した通り、一見して不適切と思われる行為が多数認められていたが、「監督官庁が不明確」「規制根拠となる法令がない」という事情があり、また、新外為法によって取引が自由化された結果、証券会社等とは異なる、**業法による監督の対象とならない業者**が多数参入した。

結局、取引が公正に行われるか否かは取扱い業者自身の良心に委ねられることになり、行政側も抜本的な解決策を打ち出せない状況が続いた。

低金利時代を背景に悪質な業者が暗躍し、取引高も投資者の経済基盤から逸脱した高額なものになりがちであり、トラブルや被害が数多く発生することとなった。

4 . これまでに行われた対応策

規制が困難であった点については先に述べた通りであるが、行政側も何ら手を打たなかった訳ではない。ここでは、これまでに行われてきた主な取組みを示す。

(1) 証券会社に関する事務ガイドラインの改正

外国為替証拠金取引の取扱高が一定以上の証券会社に対し、投資家保護と取引の公正性を確保するため、顧客勧誘方針の策定と公表、リスク説明、反対売買の速やかな履行等を定めた。

金融庁としては、他の業者もこれに倣った取扱いをすることを期待したものであるが、結局「証券会社のガイドライン」であるという点で、効果としては限界があった。

(2) 金融商品販売法施行令の改正

当取引を「直物為替先渡取引(注)」と捉え、金融商品販売法の対象に加えるというもの。これにより、業法の対象とならない業者に対しても、リスク等の重要事項に関する説明義務、勧誘方針の策定・公表が義務付けられた。説明義務の存在が明確になり、損害が発生した際の訴訟においては、「説明がなかったためにリスクを認識せずに取引に及んだこと」「元本割れとなった額が損害額であること」が推定されることになり、顧客側の立証負担が軽減されることになった。

(注) 「直物為替取引」とは、「当事者間において、あらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金の授受を約する取引その他これに類似する取引」とされる(証券会社に関する内閣府令 24 条 3 項)。

(3) 商品取引所法施行規則を改正

当取引を商品取引員の財産状況に影響を及ぼすおそれがある特定業務とするもの。商品取引員に対し、外国為替証拠金取引業務の運営に関する事項の主務大臣への届出を義務付け、兼業規制の強化を図った。

(4) 金融庁金融審議会金融分科会第一部会による検討

神田秀樹東京大学大学院教授を部会長とする上記部会は、平成 16 年 4 月より、当取引に関する規制のあり方について検討を行い、以下の点を柱とする報告書をまとめた。

なお、より横断的な仕組みについては、投資サービス法に関する議論の中で検討するとした。

- ・先物取引と同様の性質を有するデリバティブ取引と整理し、金融先物取引法の改正により同法の対象とする
- ・業者に対し、監督官庁への登録を義務付ける
- ・広告規制、顧客の要請に基づかない電話・訪問による勧誘を禁止(不招請勧誘の禁止)
- ・業者に対し、説明義務や財務規制を課す

(1) ~ (4) の他、金融庁は『いわゆる外国為替証拠金取引について』と題する特集をウェブサイトに掲載し、定期的に更新して注意喚起を行っている。なお、最新版は平成 17 年 1 月 19 日に更新されている。

5 . 改正金融先物取引法の概要

金融庁金融審議会金融分科会第一部会の報告を受け、金融庁は金融先物取引法の改正の他、関連する政令・府令・省令等(注1)を整備した。

改正法の主なポイントは以下の事項である。被害の実態に配慮し、行為規制厳格化の一環として不招請勧誘の禁止等を盛り込むなど、トラブルの回避に向けた強い姿勢が窺える。

- **定義の改正** (注2)
 - ・「金融先物取引業」の定義に、「一般顧客(金融先物取引に関する専門的知識及び経験のない者)を相手方として行う金融先物取引又はその媒介等」を含める。
 - ・当該取引等を扱う業者を「金融先物取引業者」として規制の対象とする。
- **金融先物取引業者の登録**
 - ・金融先物取引業を登録制とし、株式会社又は銀行等の金融機関でなければ行うことができないこととする。
 - ・財務面・人的構成等の観点から登録拒否要件を定める(注3)。
- **広告の規制**
 - ・金融先物取引業者が広告を行う際、損失が生じるおそれがあり、証拠金率等の基本情報の他、損失額が委託証拠金等を上回るおそれがある等の重要事項を表示しなければならない。
- **誠実公正義務**
 - ・金融先物取引業者並びにその役員及び使用人は、委託者等に対して誠実かつ公正に、その業務を遂行しなければならない。
- **不招請勧誘の禁止** (注4)
 - ・勧誘の要請をしていない一般顧客に対する訪問又は電話による勧誘等を禁止する。
- **適合性の原則** (注4)
 - ・金融先物取引業者は、顧客の知識、経験等に照らして不相当と認められる勧誘を行ってはならず、顧客保護に欠けることとならないよう業務を行わなければならない。
- **自己資本規制比率**
 - ・銀行等を除く金融先物取引業者は、自己資本規制比率を算出し、内閣総理大臣に届け出なければならない。また、自己資本規制比率が 120% を下回ってはならない。
- **外務員登録**
 - ・金融先物取引業者は、その役員又は使用人のうち、金融先物取引の受託等を行う者について登録を受けなければならない。
- **主要株主規制** (注5)
 - ・金融先物取引業者の主要株主(原則として議決権の 100 分の 20 以上を保有している者)となった者は、議決権の保有割合、保有の目的等を記載した対象議決権保有届出書を内閣総理大臣に提出しなければならない。
 - ・当該主要株主が一定の欠格事由に該当した場合、内閣総理大臣は 3 ヶ月以内の期限を定めて主要株主でなくなるための措置等を命ずることができる。
- **業務状況等の公表**
 - ・金融先物取引業者は、業務状況、財務状況等の情報を記載した説明書類を作成し、営業所等に備え置き、公衆の縦覧に供さなければならない。

(注1) 「金融先物取引法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令」「金融先物取引法の一部を改正する法律の施行に伴う関係府省令の整備等に関する府令」「金融先物取引法の一部を改正する法律の施行に伴う金融先物取引業者の自己資本規制に関する内閣府令」「金融先物取引業者向けの総合的な監督指針」(案を含む)等が公表されている。

- (注2) 一般顧客以外の者とのみ取引を行う場合で、且つ店頭取引のみを行う場合は除外される。
- (注3) 資本の額又は出資の総額が5,000万円未満の場合等。
- (注4) 金融庁は平成17年6月24日付で「金融先物取引業者向けの総合的な監督指針」を公表している。不招請勧誘の禁止、適合性の原則に関しては特に関心の高い分野と思われるが、「監督指針」においてもそれぞれ項目を設け、着眼点や監督手法について規定されている。その内容の紹介を含め、詳細については別の機会に改めて説明を試みたい。
- (注5) 役員と同等に業者の経営に影響力を有する主要株主についても、その適格性を確保することが必要との考えに基づく。銀行等の金融機関については、それぞれの業法で主要株主規制が課されているが、業法の対象とならない業者も多数参入していることに配慮し、今回の改正で追加された。

6. 終わりに

ここまで、外為証拠金取引のハイリスクな側面を強調してきたが、「十分な投資知識」、「公正な取引環境の整備」等を前提として適切に対処するならば、当取引は有効な投資手法の1つとなり得るだろう。“詐欺的”などの表現も散見されるが、それはあくまでも上記の前提が欠けている点に核心があるのであって、ハイリスクであることは否めないものの、この取引自体が元来“詐欺的”である訳ではないと考える。

4月25日、東京金融先物取引所が外国為替証拠金取引を上場すると発表した。5月27日付で金融庁より認可を受け、改正金融先物取引法の施行に合わせ7月1日付で上场するという。

立法による手当てに加え、公設の取引所が率先して公正な取引環境の整備に取り組むことにより、外国為替証拠金取引における透明性が向上し、トラブルや被害が減少することを期待したい。

なお、本改正は広く金融先物取引を行う一般顧客の保護を目的の1つとしていること、また前述の4(4)でも若干触れたが、金融庁金融審議会金融分科会第一部会の報告書において「当面の対応としては、金融先物取引法の改正により、通貨・金利等を原資産としたデリバティブ取引についてもその対象とするとともに、より横断的な仕組みについては、いわゆる投資サービス法に関する議論の中で併せて議論していくことが適当である。」との記述があることから、今回の改正法の内容が一部の悪質な外国為替証拠金取引業者のみの問題と捉えることは適当ではないだろう。およそ金融業界に属する限りは、決して他人事ではないと考える。

最後に、本稿を作成するにあたって参照した金融庁、国民生活センター等のウェブサイトのアドレスを掲載する。本件については様々な要素が複雑に絡んでおり、その全てを網羅することは難しく、代表的な論点に絞って紹介させていただいた。

本稿で言及していない事項に関しては、適宜これらのウェブサイト参照いただき、知識を深めていただきたい。

【金融庁】

改正金融先物取引法：<http://www.fsa.go.jp/houan/161/hou161.html#01>

いわゆる外国為替証拠金取引について：<http://www.fsa.go.jp/ordinary/iwagai/>

金融審議会金融分科会第一部会報告：

http://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/siryoku/kinyu/dai1/f-20040623_sir/01.pdf
その他、政令・府令・省令等についても、金融庁のウェブサイト(<http://www.fsa.go.jp/>)より入手できる。

【国民生活センター】

相談急増！外国為替証拠金取引：http://www.kokusen.go.jp/pdf/n-20031125_1.pdf 等

【東京金融先物取引所】

取引所為替証拠金取引：<http://www.click365.jp/click365/index03.shtml>